

## 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（案）

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となる。

加えて、いま千葉県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

## （目的）

第一条 この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- 一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会

二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会

四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

#### (県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (県と市町村との連携)

第四条 県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

#### (県民等の役割)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

#### (県民等の理解を深めるための措置)

第六条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (財政上の措置)

第七条 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

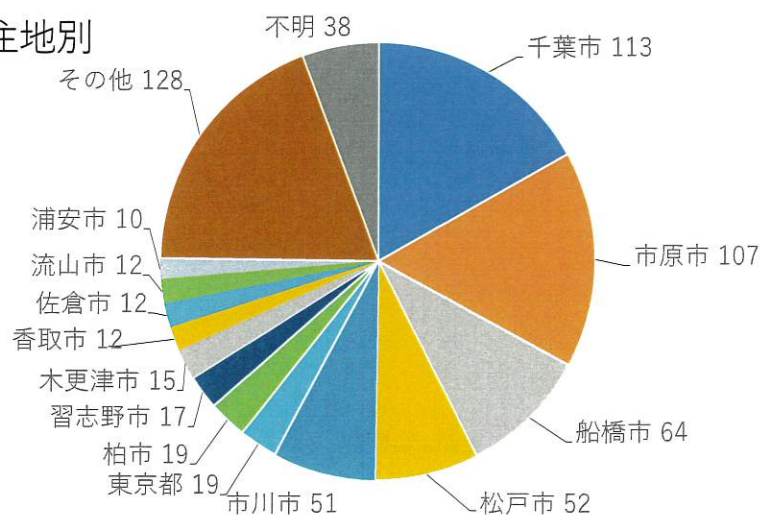
「（仮称）千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる  
社会の形成の推進に関する条例」の骨子案に係る  
パブリックコメントの意見提出状況について

期間：9月1日（金）～10月2日（月）まで

1

意見提出状況：669人（1,279件）

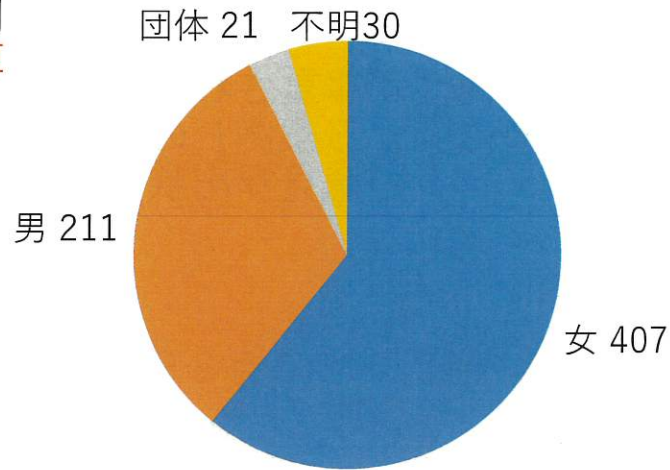
（1）居住地別



2

意見提出状況：669人

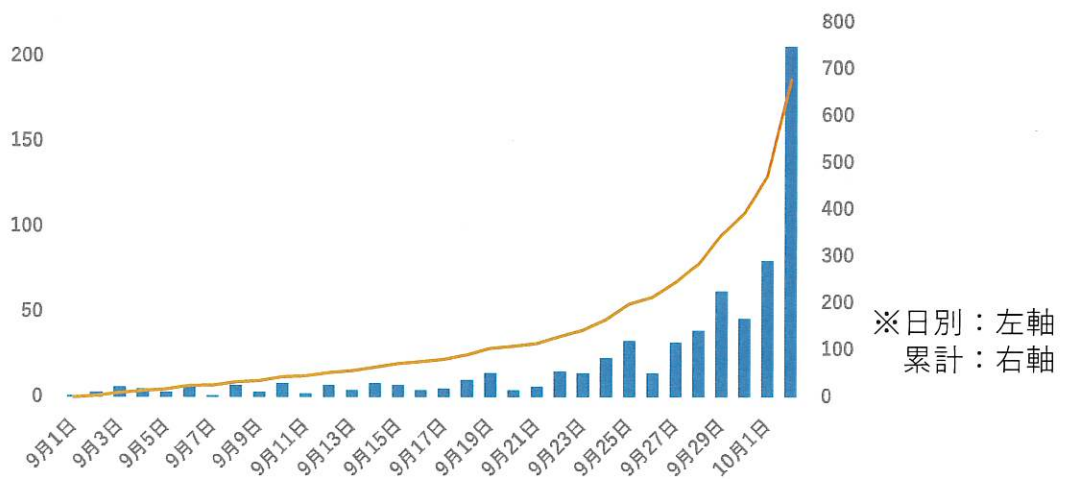
(2) 性別  
※参考値



3

意見提出状況：669人

(3) 提出日別



4



## 主な意見

○提出人数 669人 延べ意見件数 1,279件

○パブリックコメントは、必ずしも賛否を明らかにして意見提出するものではなく、単純な賛成・反対の集計は困難であるため、主な意見ごとに分類の上、件数を記載した。

※意見の件数及び分類については、更なる精査、分析を要するため、暫定値として記載した。

5

## 主な意見

### (1) 条例の趣旨への賛同 (47件)

- ・ 在住外国人が増える中、今まさに必要とされている条例である。
- ・ 誰もが活躍できる社会に向けて、早急に実現を望む。

6

## 主な意見

### (2) 条例制定後の施策への期待 (42件)

- ・ 県が率先して、女性や障がい者や性的マイノリティの方が活躍できる場を提供していただくよう強く望む。
- ・ 性別を問わず、法律婚を選ばなかったカップルの権利を守るパートナーシップを千葉県全体で認めていただく流れになることを期待している。
- ・ 男女が平等に参画できるよう予算を確保し、力を尽くしてほしい。

7

## 主な意見

### (3) 条例制定に対する懸念(外国人関係) (81件)

- ・ 外国籍の人による様々な問題が起きており、課題解決が先ではないか。
- ・ 文化や習慣・教育や宗教の違う方も含めて社会の中で一定のモラルやルール作りに重点をおいた制度の方が必要だと思う。

8

## 主な意見

### (4) 条例制定に対する懸念（LGBT関係）（175件）

- ・女性を自称する男性が、女子トイレや更衣室などを使用する可能性が高まり不安である。
- ・性自認を主張するだけでそれが尊重される事には反対。一般的な県民や女性や子供の安全な暮らしが損なわれ性犯罪等の可能性が増加してくると思われ不安。

9

## 主な意見

### (5) 「性自認」の文言を修正・削除すべきとの意見（42件）

- ・「性自認」の表現は、政府と同じ「ジェンダーアイデンティティ」という表現に変えてほしい。

10

## 主な意見

### (6) 条例化する必要性がないとの意見 (112件)

- ・日本はもともと多様性に富んだ国柄なので、わざわざ条例を作る必要はない。
- ・様々な違いがある人がいるのも事実だが、わざわざ条例案にする必要はない。

11

## 主な意見

### (7) 時期尚早・議論不足との意見 (58件)

- ・条例を作るならば、多くの人に意見を聞き作るべきだと思う。
- ・短時間で拙速に決めようとするのは間違った姿勢だ。関係者の話をよく聞いて、具体的で有効な手立てを打ち出すべきである。

12



## 主な意見

### **(8) 社会の活力向上や活躍よりも、その人らしく生きられることや生きづらさの解消を重視すべきとの意見（155件）**

- ・社会の活力と創造性の向上のためではなく、平等でその人らしく生きられる社会を作るべき。「社会に参加させてやるから活躍しろよ」という圧を感じる。
- ・活躍できれば良いのではなく、安心して自分らしく生きられるような社会にするために何が必要か定めるべきである。

13

## 主な意見

### **(9) 差別禁止や罰則規定を設けるべきとの意見（44件）**

- ・条例を実効性のあるものにするためには、理念だけでなく、差別の禁止と罰則を明記するべきである。
- ・多様性の尊重は、差別の禁止と対になって可能となる。

14

## 主な意見

### (10) 男女共同参画条例に関する意見（56件）

- ・ 男女共同参画条例に代わるものとしては認めることができない。
- ・ 多様性の基盤として、まず男女共同参画に関する条例を策定していただきたい。

15

## 主な意見

### (11) その他

- ・ 東京2020県内開催、成田空港の機能強化、道路ネットワークの整備進展は、多様性尊重と関係ないのではないか。
- ・ 「男女のいずれもが」の表現を多様な性も含むような表現にした方がよい。
- ・ 抽象的な文言が多く具体的にどうするのかという提案がない。

16

## 主な意見・質問等に対する県の考え方

1. 条例を制定すると、女子トイレがなくなり全てオールジェンダートイレになってしまうのではないか。・・・資料3-2(4)

この条例は、公共トイレや不特定多数の者が利用するトイレについて女子トイレをなくし、全てオールジェンダートイレにすることを意図したものではありません。トイレの整備については、設置されている場所や使用者の状況等に応じて、どのようなトイレが適切なのか検討すべきものと考えています。
2. 条例を制定すると、女性を自称する男性が、女子トイレや更衣室、公衆浴場などを使用し、女性が危険にさらされるのではないか。・・・資料3-2(4)

自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることはありません。

県民の安全・安心な暮らしを実現することは県政運営の土台であり、この条例は県民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長するものではありません。
3. 「性自認」の文言は、LGBT理解増進法と同じ「ジェンダーアイデンティティ」という文言を使うべきではないか。・・・資料3-2(5)

「性自認」の文言については、他県の条例でも使われるなど、定着している表現であると考えています。また、県の総合計画などにおいても、これまで「性自認」を使用しており、県民に理解していただきやすいと考えています。
4. 条例を制定すると、国籍や文化的背景の違いに起因する様々な問題やトラブルが生じるのではないか。・・・資料3-2(3)

外国人や外国の文化を尊重することは、ゴミの放置や騒音などの迷惑行為や違法行為までも受け入れることではありません。

県では、国に対して外国人の受入れに関する適切な仕組みづくり等を求めるとともに、外国人が日本の生活習慣や地域のルール等を理解したうえで、社会の一員として共に暮らせるよう地域日本語教室の開催など多文化共生施策を進めています。
5. 条例を制定すると、日本の伝統や文化などが否定されるのではないか。

本県独自の食文化や地域の祭り、歴史的な街並みなどは、大切な財産であり、この条例によって、これらの存在を否定しようとするものではありません。

先人の方々が築かれた、これらの財産を将来世代にしっかりと引き継いでいくとともに、今後の千葉県づくりに活用していきます。



6. 条例を制定すると、家族のつながりや郷土への愛着が薄れ、さらなる少子化や人口減少につながってしまうのではないか。

この条例は、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等を進め、さらなる少子化を助長しようとするものではありません。

県では、結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援や多様な子育て支援サービスの推進など、子育て施策の充実を図るとともに、豊かな心を育む教育の推進や、郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成など、教育施策の充実を図っていきます。

7. 多様性を尊重すると、かえって社会が混乱し、分断を招いてしまうのではないか。

多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであり、社会の混乱や分断を招くものではないと考えています。

多様性を尊重することにより、あらゆる立場の人々の声が出てくることで、新たな気付きや発想、変化が生じたり、違った個性や能力を有する者が影響し合うことで、より良い結果に結びつくことが期待できるなど、社会の活力や創造性の向上につながっていくと考えています。

8. 日本はもともと多様性に寛容な国柄なので、わざわざ条例を作る必要はないのではないか。・・・資料3-2(6)

令和4年度に実施した県政の世論調査では、県民の約54%が「ダイバーシティ」の概念を知らないと回答し、また、概念を知っている県民のうち約33%は、ダイバーシティ社会が実現できているとは思わない(思わない、どちらかと言えば思わないの合計)と回答しており、ダイバーシティの必要性について、いまだ県民に浸透しているとは言えない状況です。

こうした中、多様性尊重の意義を広く県全体で共有した上で、県の各施策を一層推進し、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくためこの条例を制定し、本県の持続的な発展につなげていきたいと考えています。

9. 社会の活力向上や活躍よりも、その人らしく生きられることや生きづらさの解消を重視すべきではないか。・・・資料3-2(8)

人権が尊重され、差別や生きづらさのない社会を築いていくことは、大変重要であり、条例では、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会をつくっていく必要があることを明記しています。

この条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。

10. 差別禁止や罰則規定を設けるべきではないか。・・・資料3-2(9)

差別や偏見は、社会に存在する様々な違いを受け入れ、互いを認め合う中で無くしていくことが大切であり、まずは多様性尊重の意義について、しっかりと理解促進を図っていくことが重要だと考えています。

11. 条例を作るならば、より多くの県民や関係者の意見を聞き、内容を議論すべきではないか。・・・資料3-2(7)

パブリックコメントを実施したほか、市町村への意見照会、男女共同参画推進懇話会等の有識者会議への報告に加え、経済団体や当事者団体等との意見交換も行い、様々な立場の方々の意見を伺いながら、検討を進めています。

12. 条例を制定した後、県はどのような取組を行うのか。

県民一人ひとりがその人らしく生き、活躍できるよう、「多様な人材の就労や柔軟な働き方の促進」、「生涯にわたる様々な活動や交流の促進」、「社会参加の促進」、「安心して暮らせる環境の整備」などの分野で施策の充実を図っていきます。

具体的な取組については、社会環境の変化や県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきます。

13. 男女共同参画条例を、この条例とは別に定めないのか。・・・資料3-2(10)

この条例では、「目指す社会」として、男性も女性も性別を理由とする不利益を受けることなく、社会のあらゆる分野に参画し、共に活躍している社会を掲げているとともに、基本理念や県の責務、県民等の役割なども定めており、いわゆる男女共同参画条例の内容は包含していると考えています。





## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の 形成に向けた施策例

～本県の持続的な発展を目指して～

### 施策の方向性

- ① 多様性尊重の考え方の浸透
- ② 多様な人材の就労や柔軟な働き方の促進
- ③ 生涯にわたる様々な活動や交流の促進
- ④ 社会参加の促進
- ⑤ 安心して暮らせる環境の整備

※それぞれの施策は、1～5の複数の項目に関連するものもありますが、便宜上1つに記載しています。

1

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

### 1 多様性尊重の考え方の浸透

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会をつくるため、一人ひとりの違いを尊重することが社会の活力・創造性の向上につながるという考え方を、県民や事業者のみなさんと広く共有し浸透させます。

#### <施策>

- 多様性尊重に関するセミナー開催などの普及啓発
- 条例の内容を解説したパンフレット等の作成  
(検討中)



2

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

### 2 多様な人材の就労や柔軟な働き方の促進

働く場において、誰もが希望や意欲に応じてその能力を発揮できるようにするため、年齢、性別、障害の有無等の様々な違いに合った仕事の環境を整え、一人ひとりの特性に合った仕事と出会えるよう支援します。

#### <施策>

##### 働く人向け

- 若者・女性・高齢者・障害のある人等の就労支援
- 農業分野の女性リーダー育成や農福連携の推進

##### 企業等向け

- 多様で柔軟な働き方の推進に積極的に取り組む企業の登録
- 県内企業の働き方改革やテレワークの推進のためのセミナーの開催
- 副業人材のマッチング支援

##### 事業主としての県庁の取組

- 障害特性に応じた環境整備、女性登用の推進等



3

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

### 3 生涯にわたる様々な活動や交流の促進

地域や社会において、誰もが希望や意欲に応じてその能力を発揮できるようにするため、学び直し・ボランティア・移住・起業などの様々な活動を支援し、地域での交流を促進します。

#### <施策>

- リカレント教育（学び直し）の推進
- 生涯大学校における健康づくり・生きがいづくり・地域活動の担い手育成
- 地域の特性を生かした移住・定住の促進
- 協働による地域コミュニティづくりの普及促進



4

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

### 4 社会参加の促進

誰もが社会に参加できるようにするため、施設・設備の状況、制度や仕組み、言語、偏見や思い込みなど、社会にある様々な壁を取り払います。

<施策>

- 地域における日本語教育の推進
- 誰でも楽しめるインクルーシブ遊具の整備
- 男女共同参画のための講演会や講座、  
広報啓発イベントの開催
- ちばアクアラインマラソンの開催  
(外国人ランナー枠、車いすハーフマラソン等)
- 障害のある人の文化芸術活動支援
- 鉄道駅バリアフリー化の促進



5

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

### 5 安心して暮らせる環境の整備

誰もが安心して暮らせるようにするため、偏見や思い込みなどによる差別を受けることがないよう理解促進を図るとともに、必要な情報を得たり相談することができる環境を整えます。

<施策>

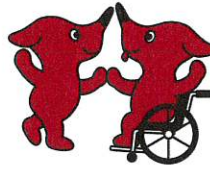
- 差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」の推進
- 避難所運営の手引きに高齢者・障害者等の要配慮者の  
特性や支援方法等を記載
- 障害のある人への理解促進と差別解消
- 高齢者孤立化防止活動の推進
- 多文化共生社会づくりの推進



6

## 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に向けた施策例

- ◆ 人口減少など社会環境が変化する中であっても、本県が持続的に発展していけるよう、県政の各分野で施策の充実を図り、県民一人ひとりがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めていきます。
- ◆ 具体的な取組については、社会環境の変化や県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、県議会の皆様や当事者の方々など様々な関係者の意見を伺いながら、検討・実施していきます。



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」